

令和5年度年度計画の変更届出について

1 要旨

補助金事業について3件の交付決定が通知されたため、令和5年度当初予算を補正する。これに合わせ、令和5年度年度計画（VI予算、収支計画及び資金計画）を変更する。

2 補正内容

（単位：百万円）

	中期計画区分	当初予算 (A)	補正額 (B)	補正後予算 (A+B)	補正事由
収 入	運営費交付金	4,102		4,102	
	自己収入	1,914		1,914	
	県広大	1,687		1,687	
	叡啓大	226		226	
	目的積立金取崩額	268		268	
	外部資金	167		167	
	補助金	347	18	365	補助金事業採択3件
	収入計	6,798	18	6,816	
支 出	事業費	2,221		2,221	
	県広大	1,804		1,804	
	叡啓大	417		417	
	人件費	4,062		4,062	
	県広大	3,537		3,537	
	叡啓大	526		526	
	受託事業等	167		167	
	施設整備等	347	18	365	補助金事業採択3件
支出計	6,797	18	6,815		

※特定運営費交付金を除く

※百万円未満を四捨五入処理しているため、合計額が一致しない場合がある。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	4,102
学生納付金収入	1,763
診療センター収入	20
寄宿舍収入	40
その他の自己収入	88
目的積立金取崩	268
外部資金収入	167
補助金収入	365
計	6,816

区 分	金 額
支出	
人件費	4,062
一般管理費	877
教育研究経費	623
教育研究支援経費	548
学生支援経費	122
診療経費	9
寄宿舍経費	39
外部資金事業費(受託等分)	167
外部資金事業費(補助金分)	18
施設整備費	347
計	6,816

注1) 収入について、運営費交付金収入は、標準運営費交付金収入のみを計上しており、特定運営費交付金(退職手当・赴任旅費・授業料等減免等特定の経費に充当)収入は計上していない。

注2) 支出について、特定運営費交付金に係る支出は計上していない。

注3) 外部資金には、科学研究費補助金(間接経費を除く。)を含まない。

2 収支計画（令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	6,399
経常費用	6,399
業務費	5,332
教育研究等経費	1,103
外部資金等経費	167
人件費	4,062
一般管理費	881
財務費用	4
雑損	0
減価償却費	180
臨時損失	0

区 分	金 額
収入の部	8,410
経常収益	6,186
運営費交付金収益	4,102
学生納付金収益	1,731
外部資金等収益	167
補助金等収益	34
資産見返補助金等戻入	0
財務収益	1
雑益	148
臨時利益	2,224
純利益	2,011
目的積立金取崩額	215
総利益	2,226

注1) 収支計画と予算との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

注2) 臨時利益は、地方独立行政法人会計基準の改正による資産見返負債の会計処理の変更に伴うものである。

3 資金計画（令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	12,516
業務活動による支出	6,202
投資活動による支出	6,139
財務活動による支出	173
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,816
業務活動による収入	6,816
学生納付金収入	1,731
外部資金収入	167
運営費交付金収入	4,102
雑収入	815
投資活動による収入	5,000
財務活動による収入	0

注) 資金計画と予算との額の違いは、資金運用に係るものである。

Ⅶ 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし